

用語で押さえる 安衛法

安衛法の必須用語について、一問一答と実践問題（事例問題）でさまざまな角度から押さえていきましょう。本特集では、頻出とされる「総則等」「安全衛生管理体制」の2分野に絞って対策をしていきます。

社会保険労務士
伊藤 直子
(社会保険労務士
合格研究室)



1 はじめに

📌 労働安全衛生法制定の背景を知りましょう

労働安全衛生法は、昭和47年から施行されています。

経済や産業の発展の裏で、多くの労働災害が起こっていた時代です。

参考

労働災害による死亡者数は、昭和36年の6,712人がピークです。厚生労働省から公表された労働災害発生状況によると令和5年の死亡者数は755人で過去最少となっています。

📌 労働安全衛生法の目的を確認しましょう

労働安全衛生法の目的は、「職場における労働者の安全と健康を確保すること」と「快適な作業環境の形成を促進すること」です。

目的を達成するために、「危害防止基準の確立」、「責任体制の明確化」、「自主的活動の促進の措置を講ずる」等によって、労働災害の防止に関する総合的、計画的な対策を推進します。

📌 安全衛生管理組織に登場する用語を押さえましょう

安全衛生管理体制の1つ「一般的な安全衛生管理組織」に登場する用語をみていきましょう。

- ・ **総括安全衛生管理者**（事業の実施を統括管理する者で工場長など事業場の労働者のトップ）
- ・ **安全管理者** **衛生管理者**（総括安全衛生管理者を安全面・衛生面で補佐をする者）
- ・ **産業医**（労働者の健康管理を行うための必要な医学に関する知識を有する医師）
- ・ **安全委員会** **衛生委員会** **安全衛生委員会**（事業場の安全衛生問題を調査審議する場）

※安全衛生管理体制は、事業場の業種や、労働者の人数によって変わります。

もう1つは、建設現場など「一の場所で、請負契約関係にある複数の事業者が混在して事業を行っている」場合です。この場合は、事業者ごとではなく、その場所で安全衛生管理体制を組織する必要があります。

総則と安全衛生管理体制は必ず出題されます。重点的に勉強しましょう。

2 一問一答

重要用語の一問一答です。用語の輪郭を捉え、知識を深めましょう。

(問1) この法律は、と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者のを確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

<選択肢>

- ① 労働者災害補償保険法 ② 労働契約法 ③ 労働基準法 ④ 民法
⑤ 安全と健康 ⑥ 安全と衛生 ⑦ 適正な労働条件 ⑧ 福祉の増進

(問2) 労働安全衛生法制定時の労働事務官通達では、労働安全衛生法は、形式的には労働基準法から分離独立したものとなっているが、安全衛生に関する事項は労働者の労働条件の重要な一端を占めるものであり、第1条(目的)、第3条第1項(事業者の責務)、労働基準法第42条等の規定により、労働安全衛生法と労働条件についての一般法である労働基準法とは、一体としての関係に立つものであることが明らかにされている。

(問3) 労働安全衛生法において、労働災害とは、事業場又はその附属建設物内で、火災又は爆発の事故が発生すること等をいう。

(問4) 労働安全衛生法において、事業者とは、「事業を行う者で、労働者を使用するもの」をいい、法人企業の場合は、法人の代表者が該当する。

(問5) 労働安全衛生法における労働者とは、労働基準法第9条に規定する労働者をいい、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者は除かれるが、家事使用人には労働安全衛生法が適用される。

(問6) 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策にするようしなければならない。

<選択肢>

- ① 危害防止基準の確立 ② 快適な職場環境の実現 ③ 自主的活動の促進
④ 労働災害の防止 ⑤ 対応 ⑥ 順応 ⑦ 協力 ⑧ 適応

(問7) 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくはする者、原材料を製造し、若しくはする者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するよう努めなければならない。

<選択肢>

- ① 貸与 ② 譲渡 ③ 注文 ④ 輸入